

理　　由　　書

坂戸都市計画特別用途地区の変更（坂戸市：片柳地区）についての理由を示したものです。

I. 坂戸都市計画区域の変更等

坂戸都市計画区域は、都心から 45 km～50 km圏、本県の中央部に位置しています。また、坂戸都市計画区域に含まれる土地の区域は、坂戸市及び鶴ヶ島市の行政区域の全域です。

【 坂戸市：片柳地区 】

本地区は都心から 50 km圏内に位置しており、地下鉄有楽町線と副都心線が相互乗り入れする東武東上線北坂戸駅から東へ約 0.9 kmに位置し、坂戸市による片柳土地区画整理事業が施行中の地区です。

II. 変更理由

【 坂戸市：片柳地区 】

本市では、公害防止の観点から坂戸市片柳、八幡一丁目、千代田二丁目の準工業地域に特別用途地区（特別工業地区）を指定し、立地すべき工場の業種形態を限定しています。

本地区は、都市計画道路片柳石井線沿道の用途地域を変更することに伴い、特別用途地区（特別工業地区）を変更するものです。

新		旧		備　考
種　類	面　積	種　類	面　積	
特別工業地区	約 24.6ha	特別工業地区	約 24.7ha	片柳地区 (約 0.1ha 減)

III. 関連する都市計画

特別用途地区の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①用途地域（坂戸市決定）